

標 題 栃木県入札適正化委員会(第2回)の概要について

(概要)

栃木県入札適正化委員会(平成19年度第2回)を下記のとおり開催したので、その概要についてお知らせします。

- 1 開催日 平成19年11月30日(金)午後2時から
- 2 開催場所 ニューみくら306会議室
- 3 出席委員 委員長 永井 護 宇都宮大学工学部教授
 委員 赤塚 朋子 宇都宮大学教育学部准教授
 委員 高木 光春 弁護士
 委員 宮澤 伸吾 足利工業大学工学部教授
 (委員数 5名・出席委員数 4名)
- 4 審議対象期間 平成19年4月1日から平成19年9月30日まで
- 5 対象案件 総数 747件
 抽出案件 5件(内訳)一般競争入札 2件
 指名競争入札 2件
 随意契約 1件
- 6 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 次長あいさつ
 - (3) 委員紹介等
 - (4) 議事
 - ・報告事項
 - ・審議事項
 - (5) その他
 - (6) 閉会
- 7 議事等の概要
 - (1) 報告事項
 - ① 入札及び契約手続きの運用状況、指名停止の運用状況等について
 事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況、並びに本県における総合評価落札方式に係る取り組みの状況について報告した。
 また、再苦情処理については、今回は該当ない旨報告した。
 - ② 抽出事案の選定理由について
 赤塚委員から抽出事案を選定した際の理由について報告があった。
 - (2) 審議事項
 - ① 「平19県酪農試験場牛舎等建設工事」について
 ・工事箇所 那須塩原市千本松
 ・農政部畜産振興課発注
 - ② 「県立博物館自動火災報知設備その他改修工事」について
 ・工事箇所 宇都宮市睦町2-2
 ・県土整備部宇都宮土木事務所発注
 - ③ 「テニスコート改修工事」について
 ・工事箇所 総合運動公園 宇都宮市西川田
 ・県土整備部公園事務所発注
 - ④ 「子ども緊急通報装置整備工事」について
 ・工事箇所 日光市今市1378-1 今市警察署ほか6箇所
 ・警察本部会計課発注
 - ⑤ 「重要犯罪捜査支援システム設置工事」について
 ・工事箇所 宇都宮市塙田1丁目1-20 警察本部庁舎ほか路上123箇所
 ・警察本部会計課発注
 - (4) 審議結果について
 いずれの審議案件とも概ね適正であると認められた。(詳細は、県土整備部監理課ホームページに掲載)

問い合わせ先 県土整備部監理課

所管課	発 表 者		担 当 者		
	職 名	氏 名	職 名	氏 名	電 話
監理課			主幹	石下 辰博	2598

(別紙)

1 抽出事項での主な質疑

(審議案件1について)

- ①Q 競争入札に参加できる者の条件のうち、同種・類似工事の施工実績の金額が「500万円以上」というのは、予定価格 164,840,000 円に対して、基準が低すぎないか。
A 入札方式を一般競争入札としているので、競争性を高めるために多くの者が参加できるように、入口となる参加条件は、緩やかに設定した。

(審議案件2について)

- ②Q 競争に参加できる者の条件のうち、配置予定技術者の施工経験が「無」になっているが、その理由は何か。
A 工事の特性から、企業としての施工実績があれば、配置予定技術者の施工経験は問わないこととした。
- ③Q 競争に参加できる者の条件に、「本工事に係る設計業務等の受託者である者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと」とあるが、「関連」とは具体的にどのようなことか。
A 資本面で1/2を超える出資をしていること、受託者の代表権を有する役員が、建設業者の代表権を有する役員を兼ねていること等である。
- ④Q 設計と施工は、一体のほうが、安く実施できるのではないか。
A 入札制度の原則として、設計と施工は分離することになっている。
しかし、現在、国では設計施工一括方式を試行しているところであり、今後は、県においても多様な入札方式を検討していかなければならない。

(審議案件3について)

- ⑤Q 3カ年計画で全てのテニスコートを改修するとのことだが、次回の発注も今回同様に指名競争入札方式になるのか。
A 設計金額によって入札方式が異なる。設計金額が 5,000 万円以上になれば、一般競争入札である。

(審議案件4について)

- ⑥Q 通報装置の設置にあたっては、地域性を熟知した地元業者が良いのではないか。
A 設置箇所は、受注者ではなく発注者が決定している。今回は装置の性能を重視し、県内外を問わず、業者を指名した。
- ⑦Q 入札価格を見ると、落札業者だけが、目立って最低制限価格に近い額だが、どう考えるか。
A 最低制限価格の計算式は公表しており、更に個別の最低制限価格も契約後に公表している。
また、業者が情報開示請求により、過去の設計図書を入手して分析すると、ある程度、最低制限価格に近い額を算出することができる状況になっている。

(審議案件5について)

- ⑧Q 見積書徴収を2回行っているが、どういうことか。
A 1回目の見積額が予定価格を超えたので、2回目の徴収を行った。

2 その他

次回の審議案件抽出は、宮澤委員が担当することになり、5月に開催する予定となった。